

入 札 公 表 書

明日香村が発注する下記の業務について、事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告します。

令和 7 年 9 月 2 9 日

明日香村長 森川 裕一

第 1 入札に付する業務

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 業 務 番 号 | 令和7年度 第209号 |
| (2) 業 務 名 | 明日香村竹林整備事業実施設計業務委託 |
| (3) 業 務 場 所 | 明日香村大字飛鳥地内他 |
| (4) 業 務 種 別 | 土木コンサルタント |
| (5) 業 務 概 要 | 竹林整備に必要な図面、数量等の照査な発注図書の作成 |
| (6) 期 間 | 契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで |
| (7) 予 定 価 格 | 金 5,500,000円（消費税含む） |
| (8) 最低制限価格 | 金 4,378,000円（消費税含む） |
| (9) 低入札価格調査 | 適用なし |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 支 払 条 件 | 前金払 あり
部分払 なし |

第 2 入札参加資格

明日香村入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たしている者とします。

- (1) 奈良県内に本社または支社および営業所があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 明日香村入札参加資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務（都市計画及び地方計画）」に登録があること。
- (4) 公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 官公庁が発注する同種業務の履行実績を有すること。
- (6) 設計業務において、監理技術者を配置することとし、技術士（総合技術管理部門（建設）（都市計画及び地方計画）、技術士（建設部門（都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

第 3 仕様書等の頒布

この業務に係る仕様書等は、明日香村公式ホームページ（<http://www.asukamura.jp/>）において公表します。

第 4 仕様書等に関する質疑回答

- (1) 仕様書等に関して質疑があるときは、質疑応答書（明日香村のホームページからダウンロードしてください。）により下記の期間及び方法で提出して下さい。
期 間 公告日から10月2日（木）まで
午前9時から午後5時まで
方 法 ファックス（ファックス番号 0744-54-9030）により提出して下さい。
その他 指定する日時及び方法によらない質疑には回答いたしません。
- (2) (1)の質疑については、令和7年10月7日（火）に村のHPに掲載します。

第5 入札書等の郵送方法

入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日（令和7年10月14日（火））までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担とします。

- (1) 入札書
- (2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

第6 開札日時、場所及び傍聴方法

- (1) 開札は、下記の日時及び場所で行います。
日時 令和7年10月15日（水） 午前11時00分
場所 明日香村役場 2階 災害対策室
- (2) 開札の傍聴を希望される方は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき、開札日前日の午後5時までに総務財政課に申込みをして下さい。傍聴は先着順とし、定員（5人）になり次第締め切ります。また、入札をした者が傍聴の申込みをした場合は、開札立会人を依頼することがあります。

第7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (3) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書等を提出した者の行った入札
- (4) 指定された入札方法によらない入札
- (5) 期限までに到達していない入札
- (6) 入札に関し不正な行為をした者が行った入札
- (7) 明日香村郵便入札心得第 8 条に該当する入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

第8 事後審査及び落札候補者に提出を求める書類

- (1) 落札候補者は、落札候補者の決定の通知を受けた翌日（その日が休日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日）の午前9時から午後5時までに、次の書類を総務財政課に提出しなければならない。
 - ① 業務実績に関する契約書の写し
 - ② 資格者証（主任技術者のみ）の写し
 - ③ 落札候補者と主任技術者及び担当技術者が直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係であることを証する次に掲げるいずれかの書類。（主任技術者及び担当技術者が代表者以外の場合）
 - ア「監理技術者資格者証」の写し
 - イ「健康保険被保険者証」の写し ※ 市町村の国民健康保険被保険者証は不可
 - ウ「雇用保険被保険者証」の写し
 - エ「源泉徴収票」の写し
 - ④ 経歴書（主任技術者）【任意様式】

第9 入札の事後公表

入札の結果については、役場の入札掲示板への掲示及び明日香村のホームページへの掲載で公表します。

第10 その他

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を減算した金額を入札書に記載するものとします。
- (2) 入札回数は 1 回とします。

- (3) 書類は、原則として A4 判とします。
- (4) この公告に定めのない事項については、明日香村契約規則、明日香村郵便入札心得及び関係法令等によるものとします。